

これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議

参 考 資 料

1. 専修学校制度	1
2. 学校数、学生数、進学状況	13
3. 卒業後の状況	23
4. 高等専修学校	27
5. 社会人の学び直し	34
6. 留学生	42
7. 学生等に対する経済的支援	46
8. 平成28年度専修学校関係予算・税制	49
9. 政府決定文書等における関連記述	61

1. 専修学校制度

専修学校の概要

1. 目的、課程及び主な要件

目的	職業若しくは <u>実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る。</u> (学校教育法第124条)		
要件	修業年限 <u>1年以上</u> 、年間授業時数 <u>800時間以上</u> 、常時40人以上の在學生等		
課程	高等課程（高等専修学校） 入学資格：中学校卒以上	専門課程（専門学校） 入学資格：高校・高等専修学校 （3年制）卒以上	一般課程 入学資格：限定なし （学歴不問）

※ 各種学校：修業年限1年以上（簡易なものは3ヶ月以上）、年間授業時数680時間以上（入学資格：限定なし）

2. 修了者に対する称号の付与

修業年限2年以上、総授業時数1,700時間以上等の要件を満たす専門課程を修了した者には「専門士」、修業年限4年以上、総授業時数3,400時間以上等の要件を満たす専門課程を修了した者には「高度専門士」の称号を付与

3. 学校数・生徒数

専修学校の設置者別学校数、生徒数、教員数 【平成27年度学校基本統計】 ()内は百分率を示す

設置者 区分	総計	国立	公立	私立
学校数	3,201校 (100)	9 (0.3)	193 (6.0)	2,999 (93.7)
生徒数	656,106人 (100)	411 (0.1)	25,963 (4.0)	629,732 (96.0)
教員数 (本務者)	40,917人 (100)	96 (0.2)	2,882 (7.0)	37,939 (92.7)

()内は専修学校全体に対する百分率を示す

区分	学校数	生徒数
高等課程	431校	40,095人
専門課程	2,823校	588,183人
一般課程	175校	27,828人
総計	3,201校	656,106人

専修学校の分野別、課程別生徒数 【平成27年度学校基本統計】

()内は百分率を示す

	工業	農業	医療	衛生	教育・社会福祉	商業実務	服飾・家政	文化・教養	合計
高等課程	5,138 (12.8)	5 (0.0)	12,064 (30.1)	5,966 (14.9)	1,222 (3.0)	8,625 (21.5)	3,345 (8.3)	3,730 (9.3)	40,095 (100)
専門課程	77,482 (13.2)	4,991 (0.8)	202,723 (34.5)	73,396 (12.5)	39,632 (6.7)	61,333 (10.4)	14,792 (2.5)	113,834 (19.4)	588,183 (100)
一般課程	16 (0.1)	0 (0.0)	92 (0.3)	561 (2.0)	0 (0.0)	93 (0.3)	561 (2.0)	26,505 (95.2)	27,828 (100)
合計	82,636 (12.6)	4,996 (0.8)	214,879 (32.8)	79,923 (12.2)	40,854 (6.2)	70,051 (10.7)	18,698 (2.8)	144,069 (22.0)	656,106 (100)

各分野の特色

○専修学校は8つの分野で、社会的ニーズに応じた多様な職業教育を実施



工業分野

コンピュータやマルチメディア等の IT 関連の最新テクノロジーに対応した人材や、建築、自動車整備、機械、電気等の生活と密接に結び付いた技術者を、実技演習を数多く取り入れた実践的なカリキュラムで育成している。

■主な設置学科…情報処理、コンピュータグラフィックス、自動車整備、土木・建築、電気・電子、放送技術、無線・通信など



教育・社会福祉分野

介護福祉系では、人材不足のため、卒業生は社会福祉施設、老人介護施設、企業・地方公共団体等の専門職員として活躍している。保育・幼稚園教諭養成系は、女性の社会進出等の広がり、保育・幼児教育の多様化に伴い、需要の高い状態が続き、近年では男性の保育士志望者も増えている。

■主な設置学科…保育、幼児教育、社会福祉、医療福祉、介護福祉、老人福祉、精神保健福祉など



農業分野

専修学校全体の中では少数派だが、これからの農業に欠かすことのできないバイオテクノロジー、食品の安全性等に関する研究、生活に潤いをもたらすガーデニングやフラワービジネス等、今後さらに成長が見込まれている。

■主な設置学科…農業、園芸、畜産、造園、バイオテクノロジー、動物管理など



商業実務分野

オフィスワーク系の事務関連、貿易等の国際ビジネス、旅行・ホテル等のサービス関連の人材を育成している。各種の専門知識のほか、充実したパソコン・インターネット実習環境のもとでコンピュータスキル、ビジネスマナー等、総合的にビジネスを学ぶ。

■主な設置学科…簿記・経理、旅行・観光・ホテル、会計、経営、医療秘書、流通ビジネス、OA ビジネス、福祉ビジネスなど



医療分野

高齢化社会の到来、医療技術の進歩に伴う予防、検査、リハビリ等の多様な展開の見られる中、看護や歯科衛生だけでなく、理学療法士・作業療法士や、はり・きゅう・あんま、マッサージ、指圧関係の学生数が増加している。

■主な設置学科…看護、歯科衛生、歯科技工、臨床検査、診療放射線、理学・作業療法、はり・きゅう・あんまマッサージ指圧、柔道整復など



服飾・家政分野

ファッション業界の各部門で必要な知識と技術について教育している。就職先はデザイナーやパタンナー等の創作的な職種、アパレルマーチャンダイザーやファッションアドバイザー等の企画・販売・営業支援の職種に分かれる。

■主な設置学科…ファッションデザイン、ファッションビジネス、アパレルマーチャンダイジング、スタイリスト、和洋裁、編物・手芸など



衛生分野

理容・美容系は、安定した人材ニーズを持つ均衡のとれた分野で、エステ・メイクアップ、ネイルアート等も含まれる。栄養・調理系は、健康面から食生活への関心の高まりから人材ニーズは堅調であり、また、近年は製菓や製パンの技術者にも注目が集まっている。

■主な設置学科…栄養、調理師、製菓、製パン、理容、美容、エステなど



文化・教養分野

芸術系では、エンターテインメント(映画・演劇・音楽)、クリエイティブ(美術・デザイン・ゲーム制作)等、個性や芸術性を重視する教育を実施している。外国語系では、英語のほか韓国語や中国語等の関心の高い言語について、外国人教員による授業や海外研修等を積極的に導入している。

■主な設置学科…デザイン、インテリアデザイン、音楽、外国語、演劇・映画、写真、通訳・ガイド、法律行政、スポーツなど

○ 専修学校に関するこれまでの主な制度改正等の概要

平成28年4月時点

	昭和51年 制度発足	昭和57年 私立学校振興助成法改正	平成18年 教育基本法改正
修了者の学習成果の評価		【平成7年】 「専門士」の称号付与 〔専門課程・2年以上、試験等に基づく課程修了の認定等〕 ※H24年現在 約7,000学科	【平成17年】 「高度専門士」の称号付与 〔専門課程・4年以上、試験等に基づく課程修了の認定等〕 ※H24年現在 約500学科
大学・大学院との接続		【昭和60年】 [高等課程・3年以上] 大学入学資格の付与	【平成10年】 [専門課程・2年以上等] 大学編入学資格の付与 【平成17年】 [専門課程・4年以上等] 大学院入学資格の付与
教育の質の向上	専修学校制度の施行	【平成14年】 情報の積極的提供の義務化 自己点検・評価等の努力義務化	【平成16年】 財務情報の公開の義務化 【平成19年】 自己評価の義務化等・学校関係者評価の努力義務化 【平成23年】 今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)(中央教育審議会) 【平成24年】 単位制・通信制の制度化 【平成25年】 「専修学校における学校評価ガイドライン」の策定 「職業実践専門課程」制度創設 【平成26年】 「専修学校における学校評価実践の手引き」
学校間における学修の相互評価		【平成3年】 大学等における専門学校教育の単位認定 【平成5年】 高校における専修学校教育の単位認定 【平成11年】 専修学校における大学等の学修の履修認定に係る範囲拡大 [1/4→1/2]	【平成24年】 専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学習の範囲の拡大(高等学校専攻科、職業訓練等)
助成・税制	【昭和55年】 日本育英会奨学金事業の対象化 【昭和41年】 勤労学生控除制度創設	【昭和60年】 専修学校補助等に関する地方交付税措置 【昭和58年】 学校法人・準学校法人への施設整備費創設 【平成9年】 準学校法人の設備整備費補助対象化	【平成18年】 勤労学生控除制度の対象者拡大 【平成22年】 高等課程生徒に対する「高等学校等就学支援金」の支給 【平成23年】 学校法人・準学校法人等に対する個人からの寄付の税額控除の導入(平成27年及び平成28年に要件緩和) 【平成25年】 高等専修学校の授業料減免措置に関する地方交付税措置を開始 JASSO奨学金事業の対象拡大(専門学校の修業年限2年未満の課程も新たに対象化) 教育資金の一括贈与に係る非課税措置の創設 【平成28年】 学校法人等が実施する奨学金事業に係る印紙税の非課税措置の創設

専門士・高度専門士について

「専門士」の称号が付与される 専門学校の要件

- ① 修業年限が2年以上
- ② 総授業時数が1,700時間(62単位)以上
- ③ 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること

修業年限2年以上の専門課程の学科数

6,950 学科



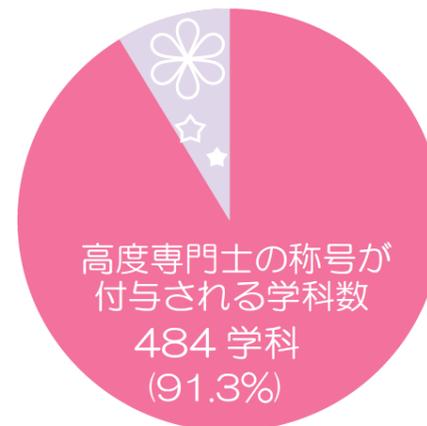
(平成26年1月告示現在)

「高度専門士」の称号が付与される 専門学校の要件

- ① 修業年限が4年以上
- ② 総授業時数が3,400時間(124単位)以上
- ③ 体系的に教育課程が編成されていること
- ④ 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること

修業年限4年以上の専門課程の学科数

530 学科



(平成26年1月告示現在)

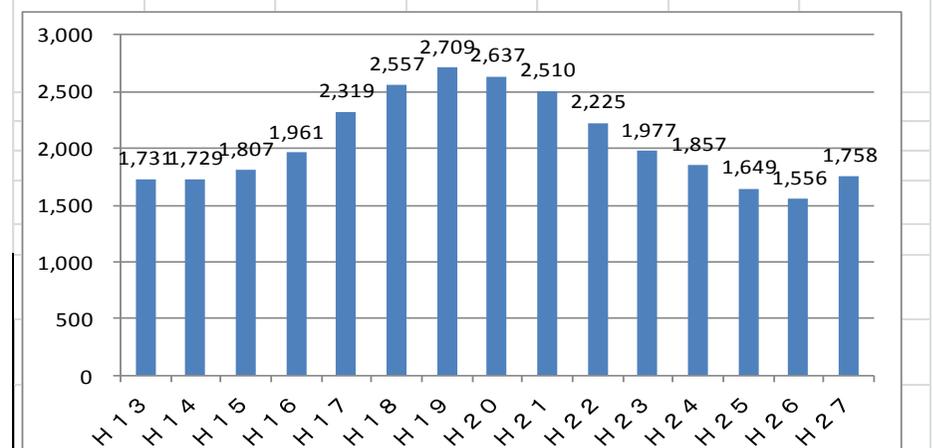
大学編入学資格・大学院入学資格について

・平成27年度における専門学校から大学への編入学者数は1,758人であり、専門学校修了生の約0.75%にあたる。

＜大学へ編入学できる専門学校生の要件＞

- ①修業年限が2年以上であること
- ②総授業時数が1,700時間以上であること
- ③大学入学資格を有すること

〔大学への編入学者数の推移〕

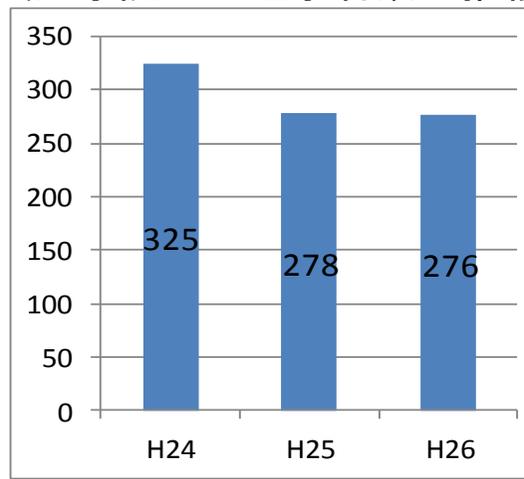


出典：文部科学省「学校基本調査」

＜大学院入学資格付与課程の要件＞

- ①修業年限が4年以上であること
- ②総授業時数が3,400時間以上であること
- ③体系的に教育課程が編成されていること
- ④試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること

〔大学院への進学者数の推移〕



出典：私立高等学校等実態調査

専修学校における単位制・通信制の制度化について

背景

生涯学習機会の充実の観点から

●社会人等の多様な学習ニーズへの対応

産業・就業構造の変化に伴い、社会人においては、自分自身でスキルアップやキャリア変更を行うことを求められる場面が増加。学習の時間や場所に制約を受けることが多い社会人が、働きながら学習しやすくなるよう、多様な学習スタイルに係る環境整備が必要。

●短期教育プログラムの積み上げ・単位制導入による体系的な学習成果の評価の促進

専修学校の現行制度は、1年以上の授業時数制・学年制の教育課程を基本。学習者の多様なニーズに応えるため、短期教育プログラム積み上げ方式の教育や、これらの教育の体系的な学習成果の評価を促進。

現状・課題

●学年制

専修学校は必ず1年間を通して800時間以上の授業を開設し、学習者は各学年ごとに課程の修了認定を受けなければならない、社会人等が仕事と学習を両立させることが困難。

●通学制

通信制が制度化されていない専修学校では、座学による講義であっても、印刷教材、視聴覚教材の送付・添削等による方法で行うことが認められていない。

- ※ 国家資格者養成課程の中には、既に通信制の教育が認められているものもある（理容師・美容師、製菓衛生師など）が、専修学校で行う場合は非正規の課程として取扱い。
→非正規課程であるため「修了者に大学等への入学資格が認められない」、「奨学金等の生徒への就学補助も対象外」などの現状がある。

対応方策

「単位制による教育」を制度化

- 学年による教育課程の区分を設けず、自己のペースで短期教育プログラムの単位の積み上げにより、専修学校の正規課程を修了する学習スタイルを構築。

「通信制の教育」を制度化

- 学びたい時間に学べる場所で学習することができる印刷教材等による授業の実施が可能。

関係答申・提言等

◆**新成長戦略(H22.6.18閣議決定)**
専修学校への単位制・通信制の導入
→専修学校での社会人受入れ総数15万人

◆**中央教育審議会答申**
「**今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について**」(H23.1.31)
社会人等の多様な学習者のライフスタイルに即した教育環境の整備を図る観点から、「単位制学科」、「通信制学科」の制度化を期待

◆**専修学校教育の振興方策等に関する調査研究報告(H23.3)**
多様な学習者のニーズに応じた学習機会の提供に向け、通信制・単位制の教育の制度化

自己のペースに合った学習スタイルを求める社会人等のニーズに、応えることができていない。

生徒が自己のペースで学習できる教育環境を整備

専修学校における単位制・通信制の概要

※生徒数は平成27年度学校基本統計より

単位制の主なポイント

生徒数: 129,185人

(1) 各学年の教育課程の区分を設けない学科

学校教育法施行規則
第百八十三条の二関係

教育上有益と認めるときは、学年による教育課程の区分を設けず、各学年の課程の修了の認定を行わないことが可能。

→単位制による学科の設置が可能。

(2) 単位制による学科の課程修了の要件

専修学校設置基準
第二十七条関係

- ・高等課程・一般課程 = 23単位 [13単位] × 修業年限
- ・専門課程 = 30単位 [17単位] × 修業年限 [内は夜間等]

※従来、専修学校の授業時数は、1年当たり800時間以上としていたことを踏まえ、
単位制導入による学科の授業時数も800単位時間以上[夜間:450単位時間]の
授業を開設。

(単位時間:1コマの授業に当てられる時間で、専修学校については50分を標準とする)

(3) 各授業科目の単位数

専修学校設置基準
第二十三条関係

- ・高等課程・一般課程
35単位時間の授業をもって1単位
- ・専門課程

45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、教育効果、授業時間外の学修等を考慮して次の基準で計算

- 講義・演習 : 15~30時間までの範囲で学校が定める時間をもって1単位
- 実験・実習等 : 30~45時間までの範囲で学校が定める時間をもって1単位

等

(4) 長期にわたる教育課程の履修

専修学校設置基準
第二十五条関係

職業を有する生徒等が、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する場合、長期にわたる計画的な履修を認めることが可能。

(5) 単位制による学科の科目等履修生

専修学校設置基準
第二十六条関係

専修学校の生徒以外の者が、専修学校の正規課程の授業科目を履修し、後に専修学校の単位制による学科に入学した場合、入学前に修得した単位を当該専修学校の単位とみなし、その単位を付与することが可能。

通信制の主なポイント

生徒数: 1,239人

(1) 通信制の学科の設置

専修学校設置基準
第五条関係

専修学校には、通信による教育を行う学科(通信制の学科)を置くことができる。通信制の学科を新たに設置する場合は、所轄庁の認可を要する。

- 要件
- ・昼間学科又は夜間等学科(通学制の学科)を既に置く学校であること
 - ・通信制の学科における教育は、既に設置する通学制の学科における教育の専攻分野と同じであること

(2) 授業の方法等

専修学校設置基準
第三十条関係

- ①印刷教材その他これに準ずる教材を送付又は指定し、主としてこれらにより学修させる授業(印刷教材等による授業)と
 - ②対面により行う実習、実技、実験、演習又は講義(対面授業)との併用により行う。
- ※①の一部を多様なメディアを高度に利用した授業(eラーニング等)で行うことも可

(3) 通信制の学科の課程修了の要件

専修学校設置基準
第三十七条関係

- ①次の課程の区分に応じ定める単位数以上を修得
高等課程・一般課程 = 13単位 × 修業年限(但し、23単位を下ることは不可)
専門課程 = 17単位 × 修業年限(但し、30単位を下ることは不可)
- ②120単位時間 × 修業年限分の授業時数以上の対面授業を履修
※実習等を中核とする専修学校教育の特性を踏まえ一定以上の対面授業を必須

(4) 通信制の学科における教員数・校舎面積

専修学校設置基準
第四十条及び第四十八条関係

通信制の学科では、一人の教員が多くの生徒を担当することが可能であり、校舎に通学する生徒数も少なくなることから、

- ・教員数の基準 : 通学制の算定式の基準を2/3倍
- ・校舎面積の基準 : 通学制の算定式の基準を3/5倍 とする。

(5) 広域通信制の取扱い(サテライト施設を置く場合)

専修学校設置基準
第三十三条関係

サテライト施設を設ける場合の要件

- ・設置は主たる校地の所在する都道府県の区域内に限る
- ・サテライト施設の校地校舎等の状況、教育体制について所轄庁へ届出
- ・サテライト施設の教育に充てる教員・校舎面積を、教育に支障のないよう増加

「職業実践専門課程」の文部科学大臣認定制度

平成23年 中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」答申

- 職業教育を通じて、自立した職業人を育成し、社会・職業へ円滑に移行させること、また、学生・生徒の多様な職業教育ニーズや様々な職業・業種の人材需要にこたえていくことが求められており、このような職業教育の重要性を踏まえた高等教育を展開していくことが必要。
 - 高等教育における職業教育を充実させるための方策の一つとして、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備。
- ⇒ 新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討。

平成25年7月 「専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議」報告

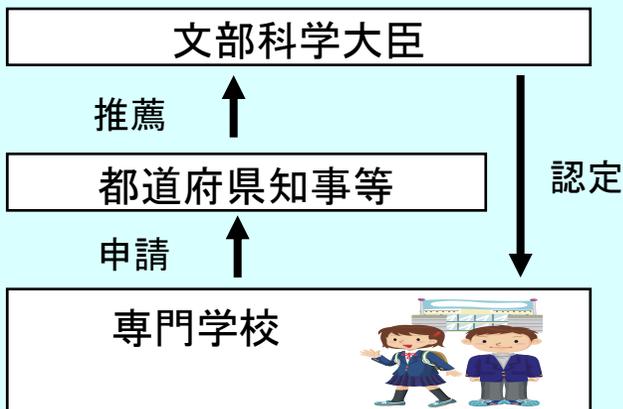
先導的試行としての「職業実践専門課程」の文部科学大臣認定制度を創設

「新たな枠組み」の趣旨を専修学校の専門課程においていかしていく先導的試行として、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定する。

平成25年8月 「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(文部科学省告示第133号)」を公布・施行

平成26年3月31日 「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定し、官報で告示。4月から認定された学科がスタート

認定要件等



- 認定要件 -

- 修業年限が2年以上
- 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の教育課程を編成
- 企業等と連携して、演習・実習等を実施
- 総授業時数が1700時間以上または総単位数が62単位以上
- 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する研修を組織的に実施
- 企業等と連携して、学校関係者評価と情報公開を実施

「職業実践専門課程」の認定状況（その1）

職業実践専門課程の認定学科数は、全専門学校（修業年限2年以上）の約36%。

No.	都道府県	認定学校数	認定学科数
1	北海道	59	156
2	青森県	3	4
3	岩手県	8	29
4	宮城県	23	113
5	秋田県	1	5
6	山形県	3	9
7	福島県	7	46
8	茨城県	14	31
9	栃木県	11	25
10	群馬県	23	43
11	埼玉県	24	50
12	千葉県	21	38
13	東京都	118	438
14	神奈川県	43	94
15	新潟県	31	141
16	富山県	2	8
17	石川県	10	21
18	福井県	6	16
19	山梨県	3	4
20	長野県	14	33
21	岐阜県	6	10
22	静岡県	27	62
23	愛知県	44	171
24	三重県	1	1

No.	都道府県	認定学校数	認定学科数
25	滋賀県	—	—
26	京都府	22	58
27	大阪府	89	305
28	兵庫県	20	61
29	奈良県	2	6
30	和歌山県	2	6
31	鳥取県	1	1
32	島根県	6	13
33	岡山県	15	45
34	広島県	22	58
35	山口県	10	26
36	徳島県	5	15
37	香川県	10	32
38	愛媛県	12	39
39	高知県	5	20
40	福岡県	55	180
41	佐賀県	1	1
42	長崎県	5	13
43	熊本県	13	40
44	大分県	12	16
45	宮崎県	8	19
46	鹿児島県	3	6
47	沖縄県	13	32
合計		833	2,540

（平成28年2月19日現在）

「職業実践専門課程」の認定状況（その2）

平成28年2月19日現在

【認定状況】

	学校数	学科数
H25年度	467	1,364
H26年度	295	675
H27年度	272	501
合計	833(29.5%)	2,540(36.2%)

※（）内の数字は全専門学校(2,823校)、修業年限2年以上の全学科数(7,023学科)に占める割合。

なお、全学科数(8,198学科)に占める割合は、31%である。

※合計欄の学校数・学科数は、過年度に認定された学科を有する学校が別学科を申請していること、認定取消等により、単純合計となっていない。

※取消件数：2校8学科(H26.8.29)、1校1学科(H27.2.17)、3校3学科(H28.2.19)(うち2校2学科は課程廃止による)

【分野の別】

分野	工業	農業	医療	衛生	教育・ 社会福祉	商業 実務	服飾・ 家政	文化・ 教養	計
合計	570	11	449	244	218	469	94	485	2,540

第三者評価

「職業実践専門課程の各認定要件等に関する先進的取組の推進」事業 採択一覧(平成27年6月2日採択)

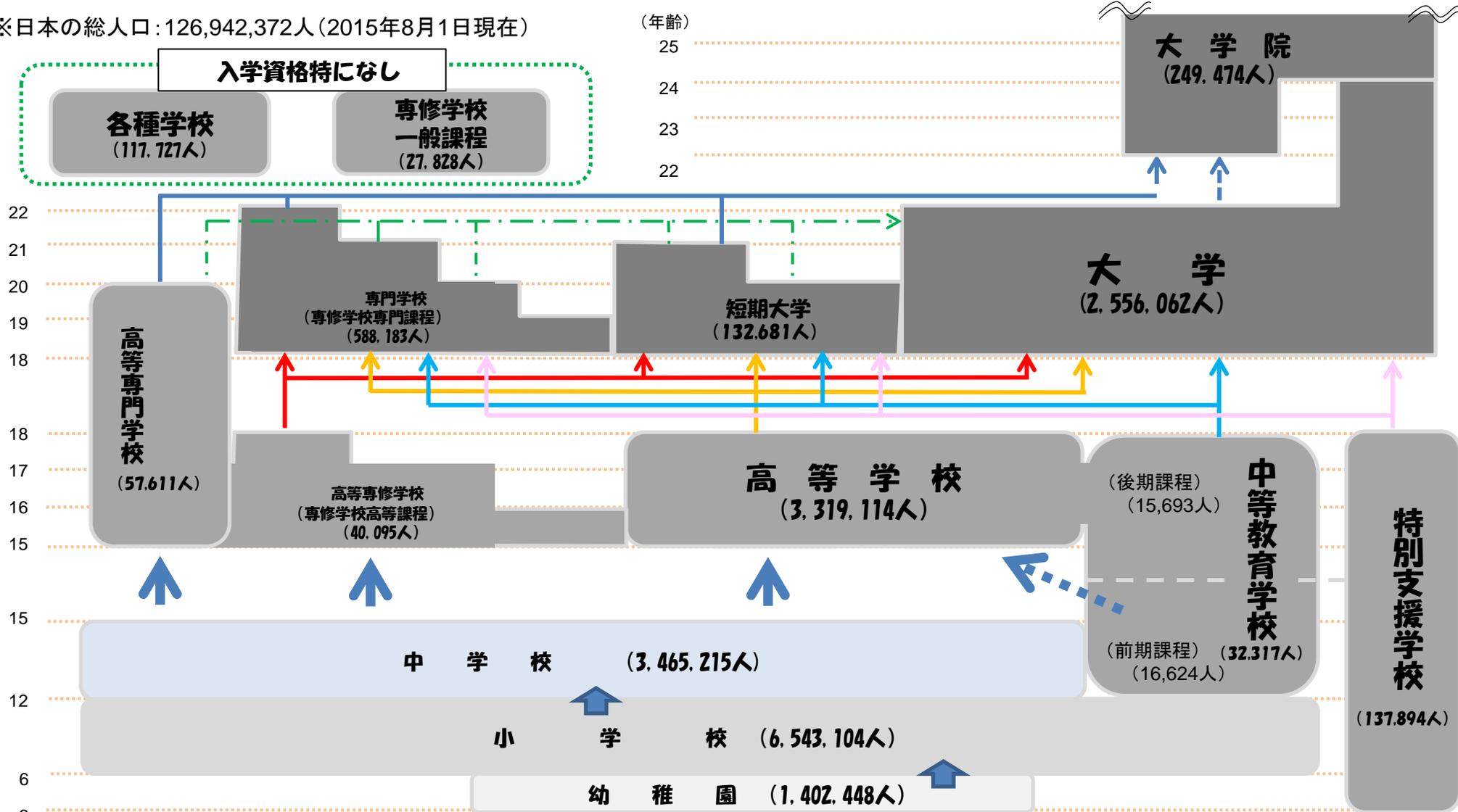
No.	事業名	実施機関
1	ファッション分野における職業実践専門課程の質保証の評価を推進する事業	学校法人文化学園 文化服装学院
2	情報・IT系職業実践専門課程における第三者評価の評価基準・体制の構築	学校法人岩崎学園 情報科学専門学校
3	ゲーム・CG分野職業実践専門課程における教員養成と第三者評価の構築	学校法人中央情報学園 早稲田文理専門学校
4	職業実践専門課程の美容分野における質保証・向上を推進するための学校評価制度の開発と構築	学校法人メイ・ウシヤマ学園ハリウッド ビューティ専門学校
5	介護福祉士に特化した第三者評価項目に基づく各養成施設への評価実施とその成果実証	学校法人敬心学園 日本福祉教育専門学校
6	理学療法・作業療法の職業実践専門課程の第三者評価等に係る先進的取組の推進	学校法人福田学園 大阪リハビリテーション専門学校
7	自動車整備専門学校における職業実践専門課程の第三者評価について	全国自動車大学校・整備専門学校 協会
8	柔道整復師養成分野に係る第三者評価モデル事業の実施及び別分野に係る第三者評価モデル事業 に取組む他のコンソーシアムとの連絡調整並びに「職業実践専門課程」の第三者評価に関する標準的 システムのご概念設計	特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構
9	職業実践専門課程の調理師養成分野における質保証・向上を推進するための第三者 評価システムの構築と評価モデル開発	公益社団法人 全国調理師養成施設協会
10	動物系職業実践専門課程における評価者の養成と第三者評価基準の構築	一般社団法人 全国動物専門学校協会
11	職業実践専門課程の観光分野に係る第三者評価システムの構築	学校法人日本ホテル学院 専門学校日本ホテルスクール

2. 学校数・学生数・進学状況

日本の学校体系

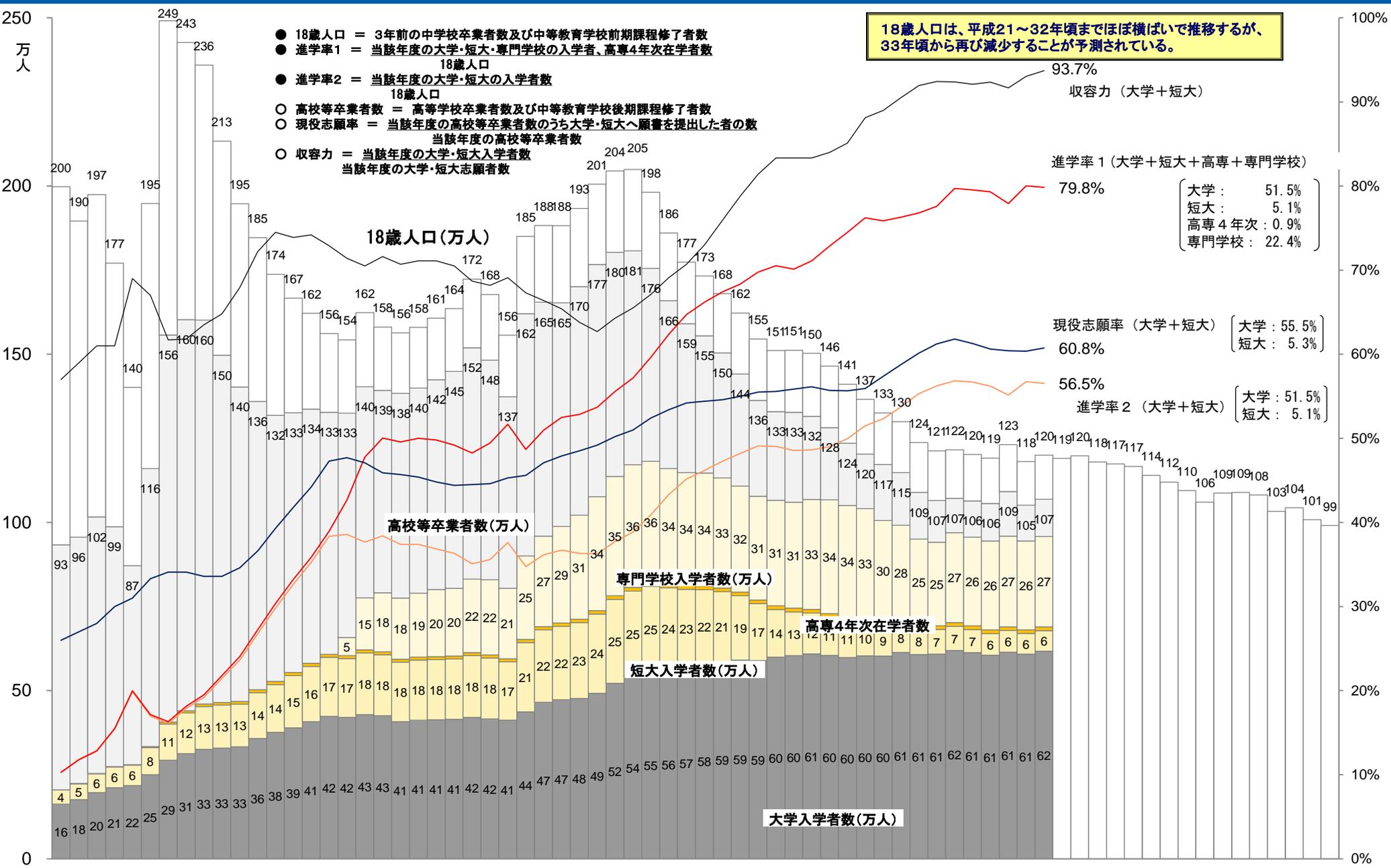
- 高等学校等への進学率は98.5% (高等学校における学科別の生徒数の構成割合は、普通科73%、専門学科・総合学科27% (2015年度))
- 18歳人口に占める高等教育機関への進学率
 大学51.5%、短期大学5.1%、高等専門学校4年次0.9%、専門学校22.4% (2015年度)

※日本の総人口: 126,942,372人 (2015年8月1日現在)



※人数は児童生徒数・学生数 「平成27年度学校基本統計」より
 ※高等学校等への進学率とは、全卒業者のうち、高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部の本科・別科及び高等専門学校進学者の比率

18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移



3536373839404142434445464748495051525354555657585960616263元 2 3 4 5 6 7 8 9 10111213141516171819202122232425262728293031323334353637383940414243

出典：文部科学省「学校基本統計」、平成40年～43年度については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(出生中位・死亡中位)」を基に作成

※進学率、現役志願率については、少数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

専修学校の生徒数・設置者別学校数

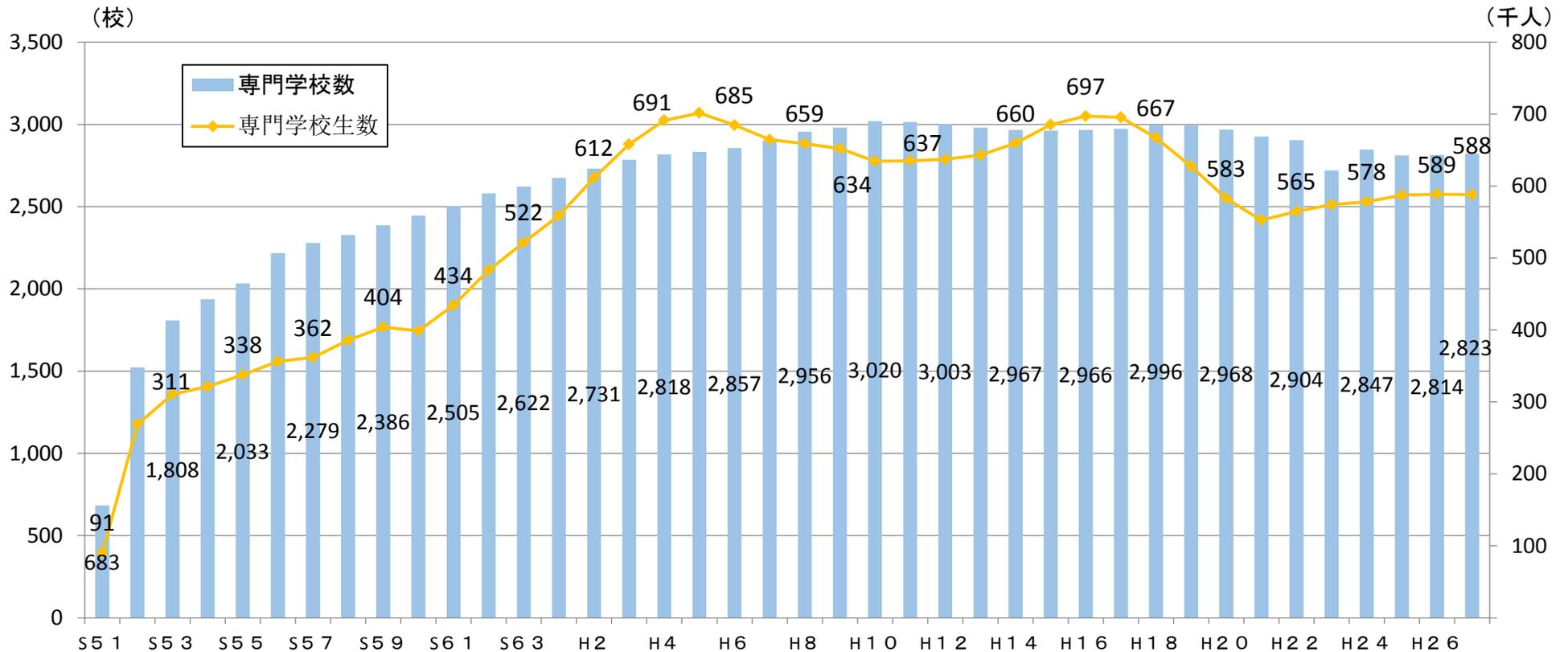
<生徒数>

区分	計	課程別		
		高等課程	専門課程	一般課程
平成 15 年度	786,091	52,901	685,350	47,840
20	657,502	38,731	582,864	35,907
21	624,875	37,548	552,711	34,616
22	637,897	38,349	564,640	34,908
23	645,834	38,865	574,152	32,817
24	650,501	39,698	578,119	32,684
25	660,078	39,359	587,330	33,389
26	659,452	40,057	588,888	30,507
27	656,106	40,095	588,183	27,828

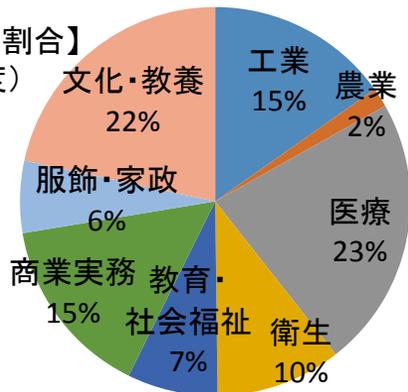
<学校数>

区分	計	国立	公立	私立	高等課程を	専門課程を	一般課程を
					置く学校	置く学校	置く学校
平成 15 年度	3,439	90	208	3,141	622	2,962	247
20	3,401	11	206	3,184	503	2,968	198
21	3,348	11	204	3,133	494	2,927	196
22	3,311	10	203	3,098	488	2,904	199
23	3,266	10	200	3,056	459	2,837	188
24	3,249	10	199	3,040	452	2,847	190
25	3,216	10	196	3,010	443	2,811	180
26	3,206	10	195	3,001	437	2,814	178
27	3,201	9	193	2,999	431	2,823	175

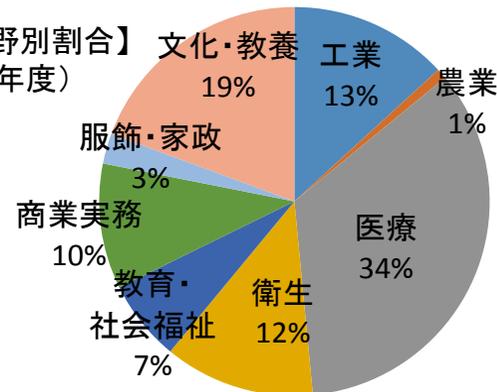
専門学校の学校数・学生数の推移／分野別割合



【学科数の分野別割合】
(平成27年度)



【学生数の分野別割合】
(平成27年度)

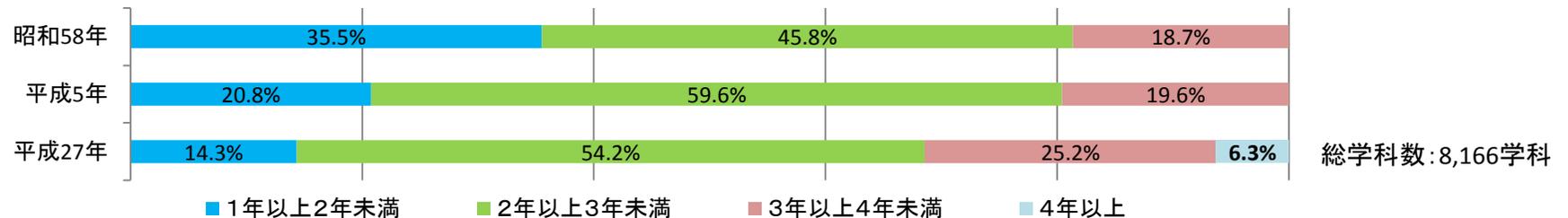


専門学校の修業年限別学科数の推移

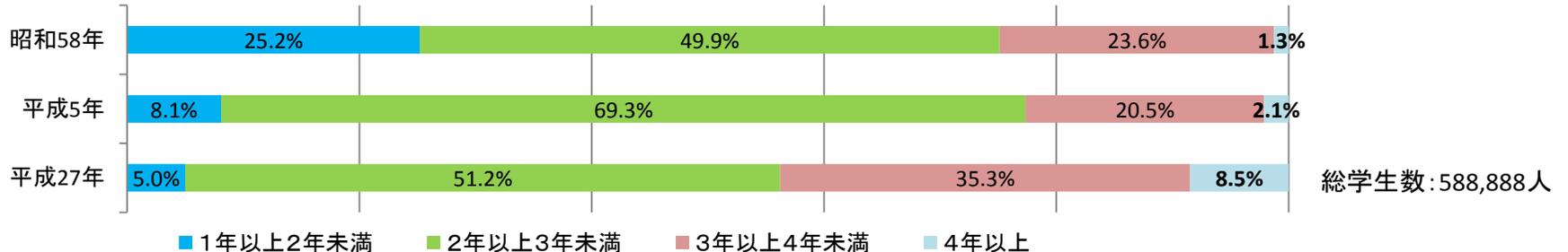
○社会が要求する知識、技術等の高度化に対応するために、**修業年限が長期化**する傾向。1年制から2年制へ、さらに**3年制、4年制学科の増加**。

修業年限	学科数	学生数(人)
1年以上2年未満	1, 175 (14. 3%)	29, 536 (5. 0%)
2年以上3年未満	4, 444 (54. 2%)	301, 149 (51. 2%)
3年以上4年未満	2, 065 (25. 2%)	207, 606 (35. 3%)
4年以上	514 (6. 3%)	49, 892 (8. 5%)

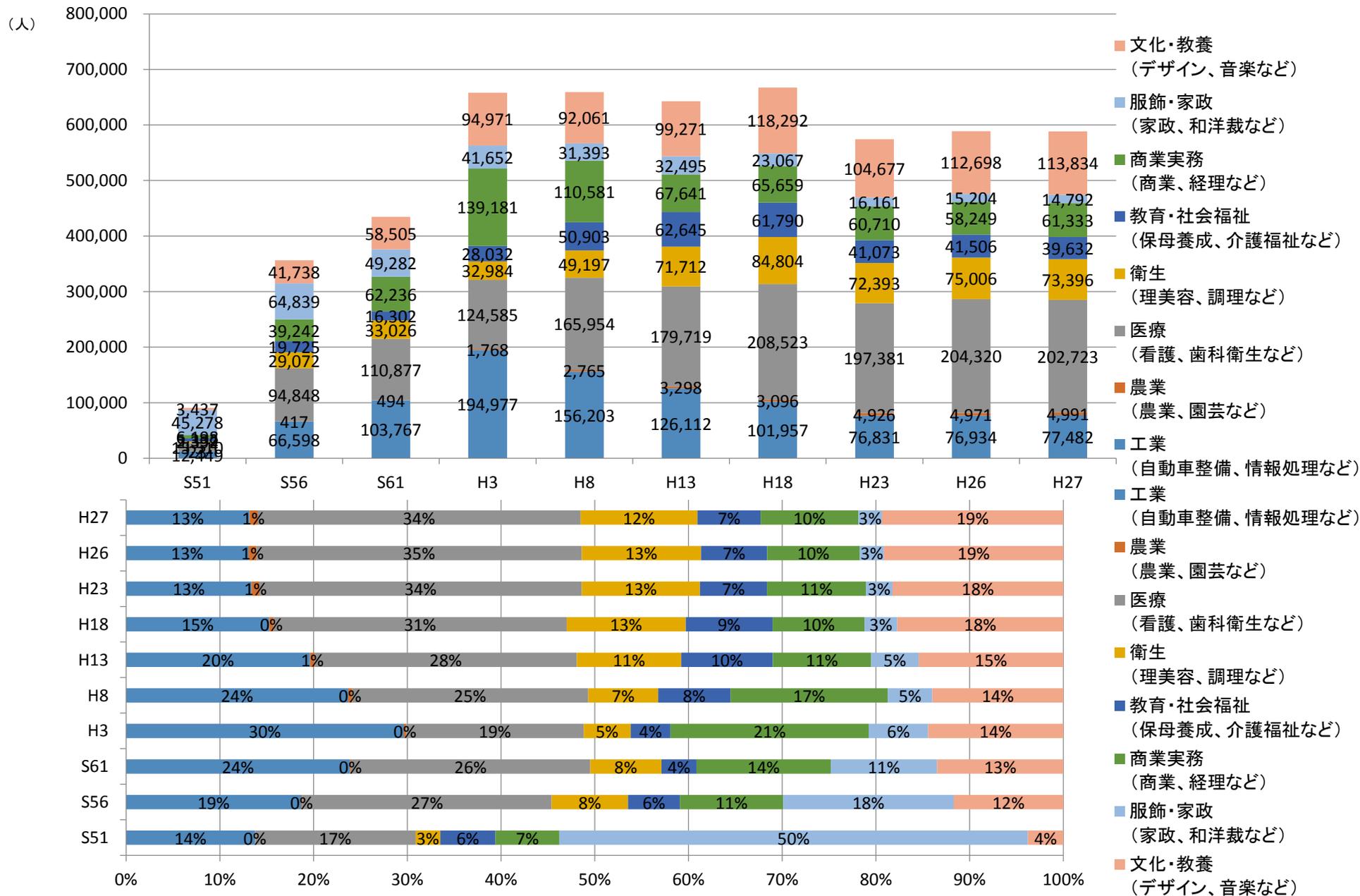
【専門学校の修業年限別学科数】



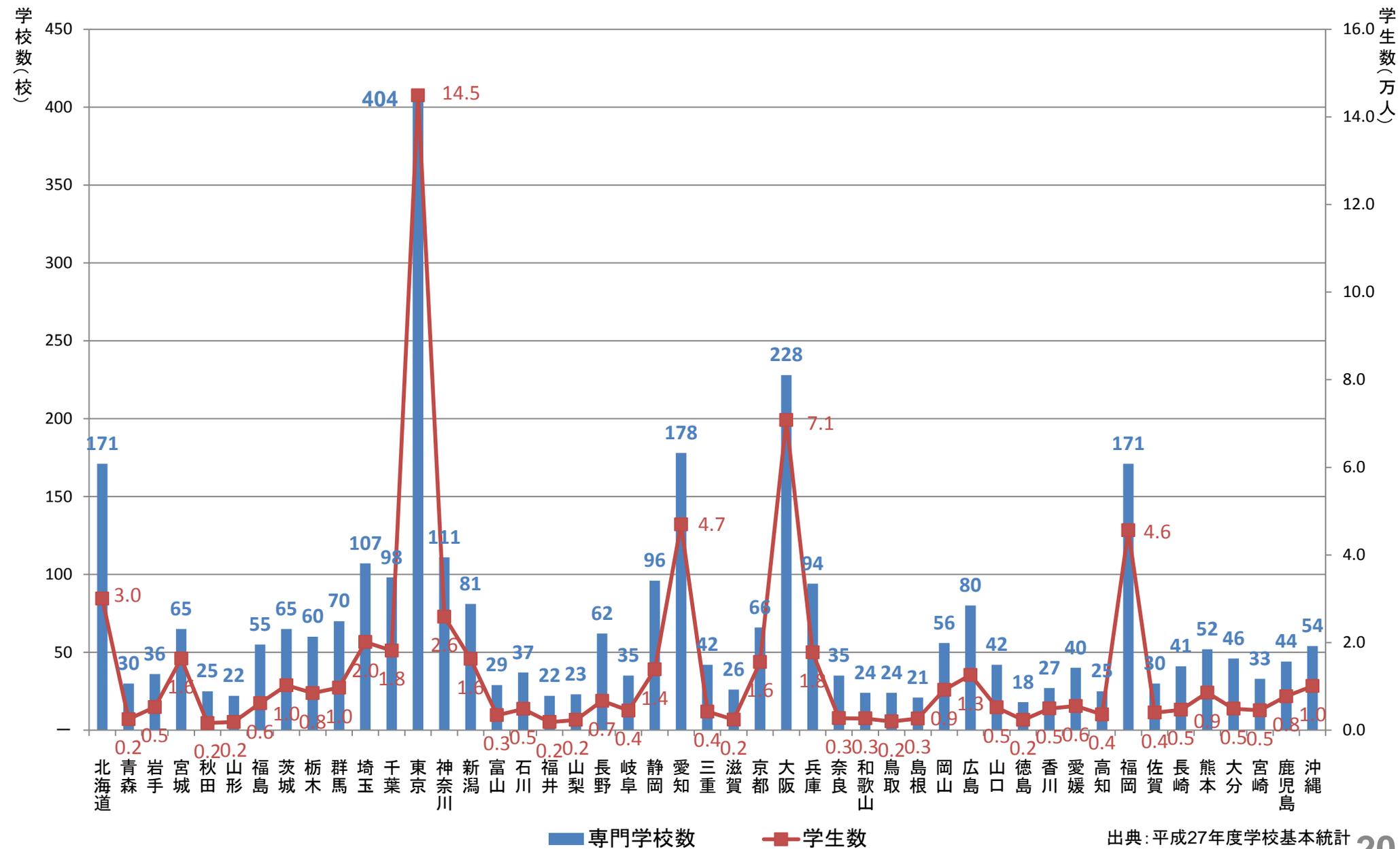
【専門学校の修業年限別学生数】



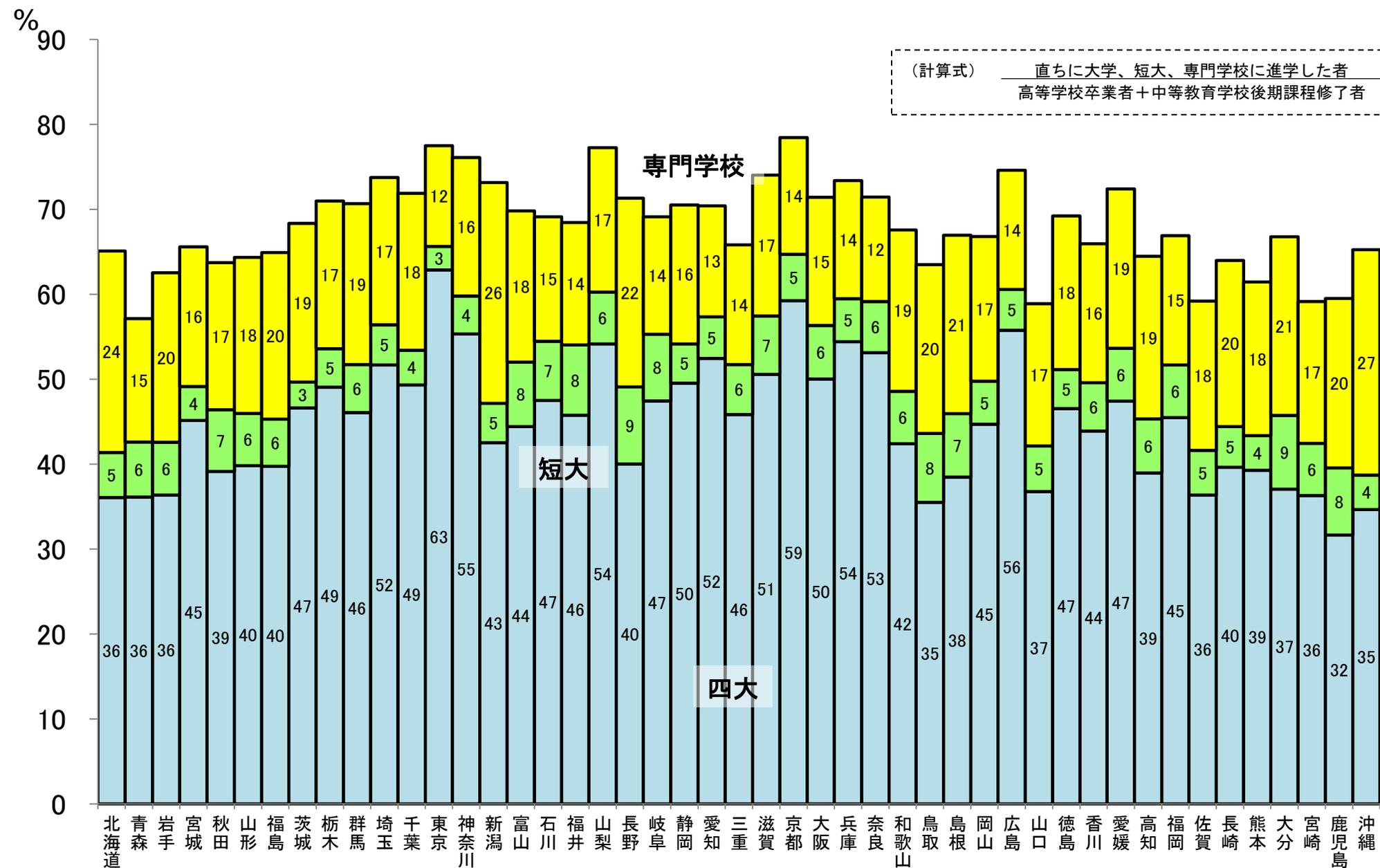
分野別専修学校生徒数の推移（専門課程）



地域別専門学校数と学生数



都道府県別高校新卒者の進学率(専門学校含む)



大学・短大・専門学校に進学する「メリット」とは何だと思うか

大学

「可能性」
+
「キャンパスライフ」

短大

「仕事・職業」
+
「キャンパスライフ」

専門学校

「業種・業界」「手に職」
+
「そこでしか学べない内容」

	大学進学者が感じる 大学進学の特長	短期大学進学者が感じる 短期大学進学の特長	専門学校進学者が感じる 専門学校進学の特長
1位	将来の選択肢が広がる(80.4%)	早く社会に出られる(79.1%)	自分の目指す仕事・職種につける(86.6%)
2位	学生生活が楽しめる(80.3%)	少なくともどこかに就職できる可能性が高くなる(58.9%)	専門分野の勉強に集中出来る(86.2%)
3位	クラブ・サークル活動を楽しめる(79.3%)	自分の目指す仕事・職種につける(58.6%)	特定の業種・業界に就職しやすい(83.3%)
4位	幅広い教養を身に付けられる(77.2%)	やりがいのある仕事ができる(58.2%)	手に職をつけられる(82.2%)
5位	有名企業や大手企業に就職できる可能性が高くなる(77.1%)	自分のやりたい専門分野の勉強に集中できる(57.4%)	そこでしか学べない内容がある(79.1%)
6位	少なくともどこかに就職できる可能性が高くなる(75.5%)	学生生活が楽しめる(56.3%)	社会に出てから、現場で即戦力になれる(77.3%)

3. 卒業後の状況

専修学校卒業後の状況について

1. 専修学校卒業後の状況について(課程別)

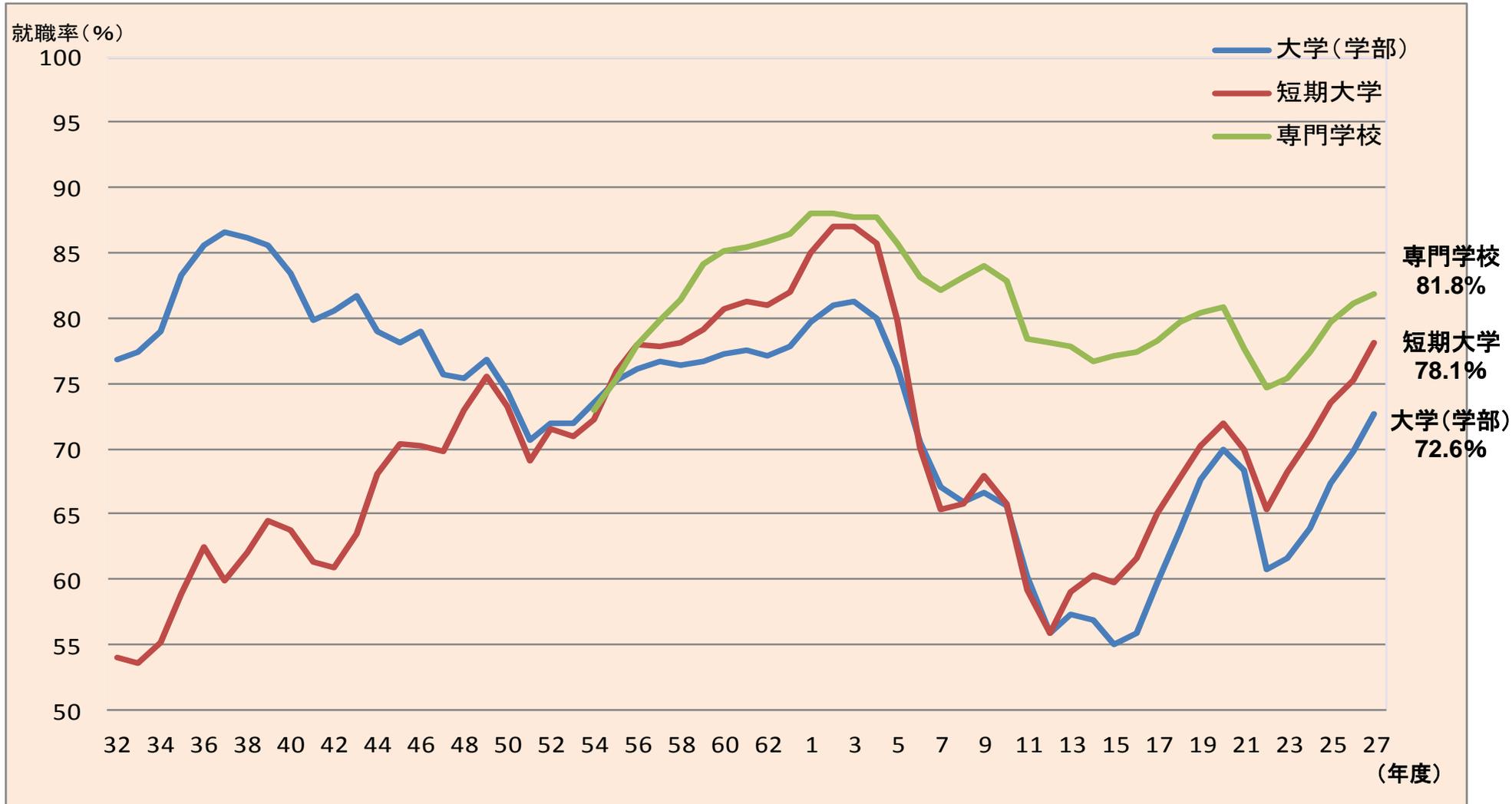
課程	卒業者数	うち就職者数		うち進学者数						左記以外
		就職者	一時的	大学	短期大学	高等専門学校	専門学校	大学院	その他	
高等課程	13,513	6,530	333	537	171	103	3,774	0	380	1,685
専門課程	212,370	171,107	5,003	3,785	129	303	8,549	276	1,893	21,325
一般課程	29,643	1,001	42	24,794	136	0	514	45	1,901	1,210

2. 専修学校卒業後の状況について(分野別)

分野	卒業者数	うち就職者数		うち進学者数						左記以外
		就職者	一時的	大学	短期大学	高等専門学校	専門学校	大学院	その他	
工業関係	30,118	23,979	520	564	27	302	2,185	30	84	1
農業課程	743	604	3	0	0	0	23	7	19	0
医療関係	57,553	49,663	677	254	25	68	2,472	9	495	33
衛生関係	38,617	33,261	747	75	33	1	1,205	4	387	10
教育・社会福祉関係	17,152	14,889	194	385	32	9	443	5	71	6
商業実務関係	31,849	23,901	716	1,047	83	30	2,254	32	435	1
服飾・家政関係	7,230	3,550	182	890	36	14	1,093	0	168	0
文化・教養関係	71,386	27,843	2,365	25,286	202	3	3,089	233	2,435	150

専門学校における卒業生に占める就職者の割合の推移

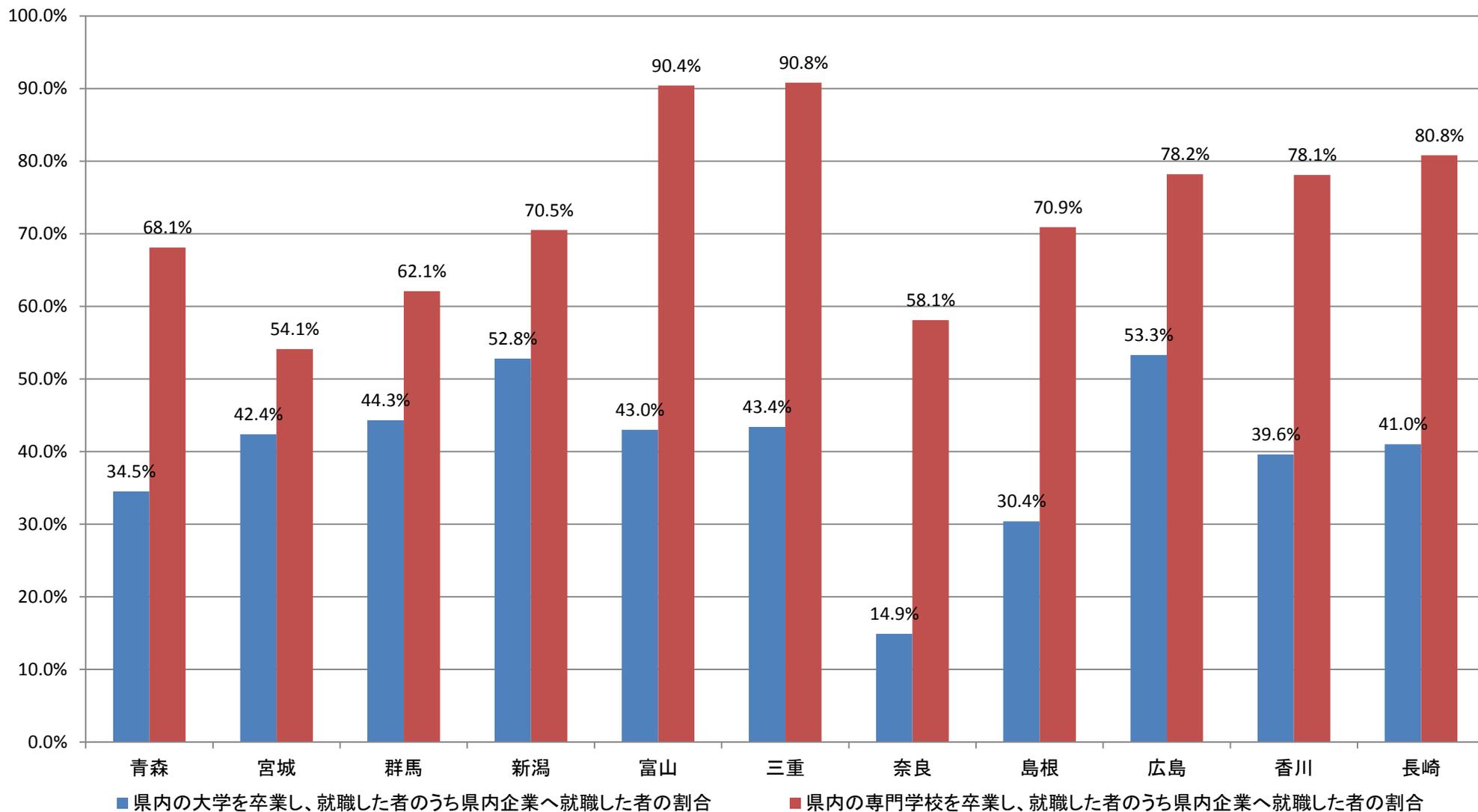
下記の数値は、各学校段階の卒業者のうち卒業後すぐに就職した者の割合を示す。



※就職率の算定に用いた就職者数には、一時的な職に就いた者は含まない。

専門学校・大学卒業者における地元就職の状況

専門学校の卒業者は、大学と比べて地元就職する割合が高い。



4. 高等専修学校

高等専修学校(専修学校高等課程)の概要

1. 制度の創設

「学校教育法の一部を改正する法律(昭和50年7月11日法律第59号)」(昭和51年1月11日施行)

2. 目的、入学資格、設置基準

目 的	中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする。(学校教育法第124条、第125条第2項)
入学資格	<ul style="list-style-type: none">・ 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者・ 中等教育学校の前期課程を修了した者・ 中学校卒業等と同等以上の学力が認められた者(外国の学校教育の9年課程修了者、認定在外教育施設の中学校同等課程修了者、等)
設置基準	<ul style="list-style-type: none">・ 修業年限1年以上・ 年間授業時数800時間以上・ 教育を受ける者が常時40人以上 等

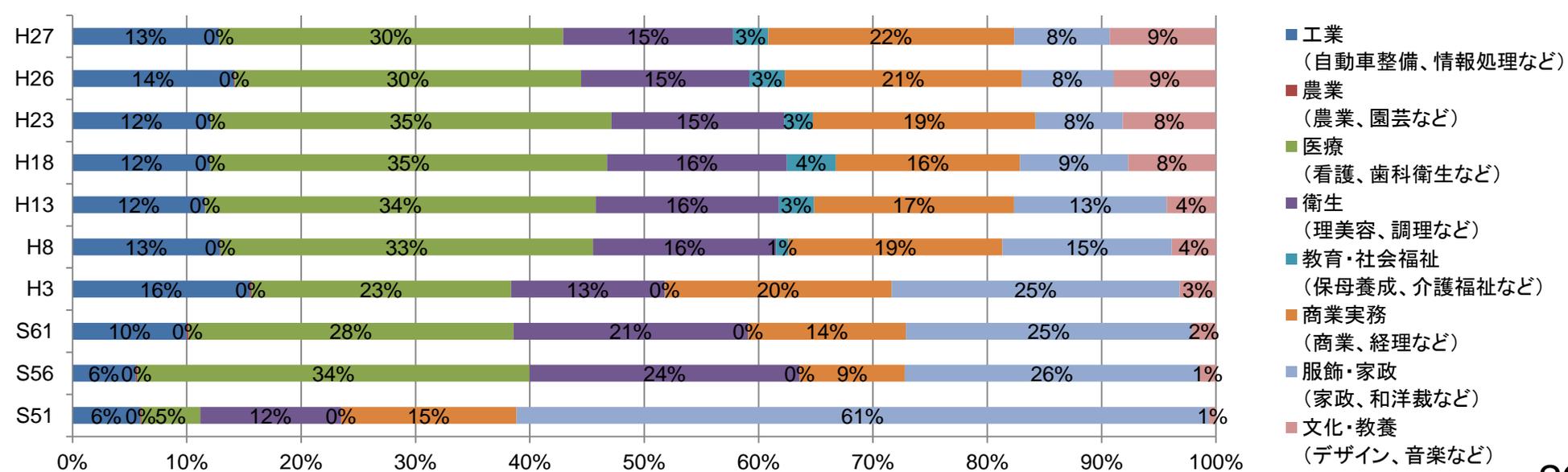
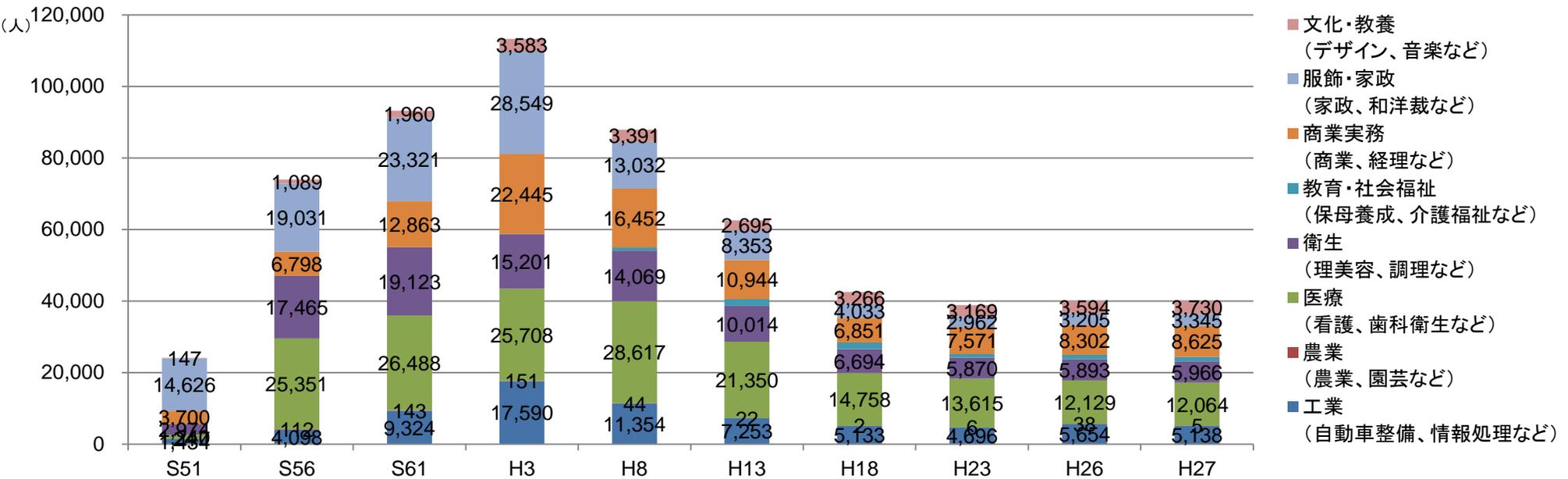
3. 学校数、生徒数等の現状

(1) 高等専修学校の設置者別学校数、生徒数、教員数(平成27年度学校基本統計)

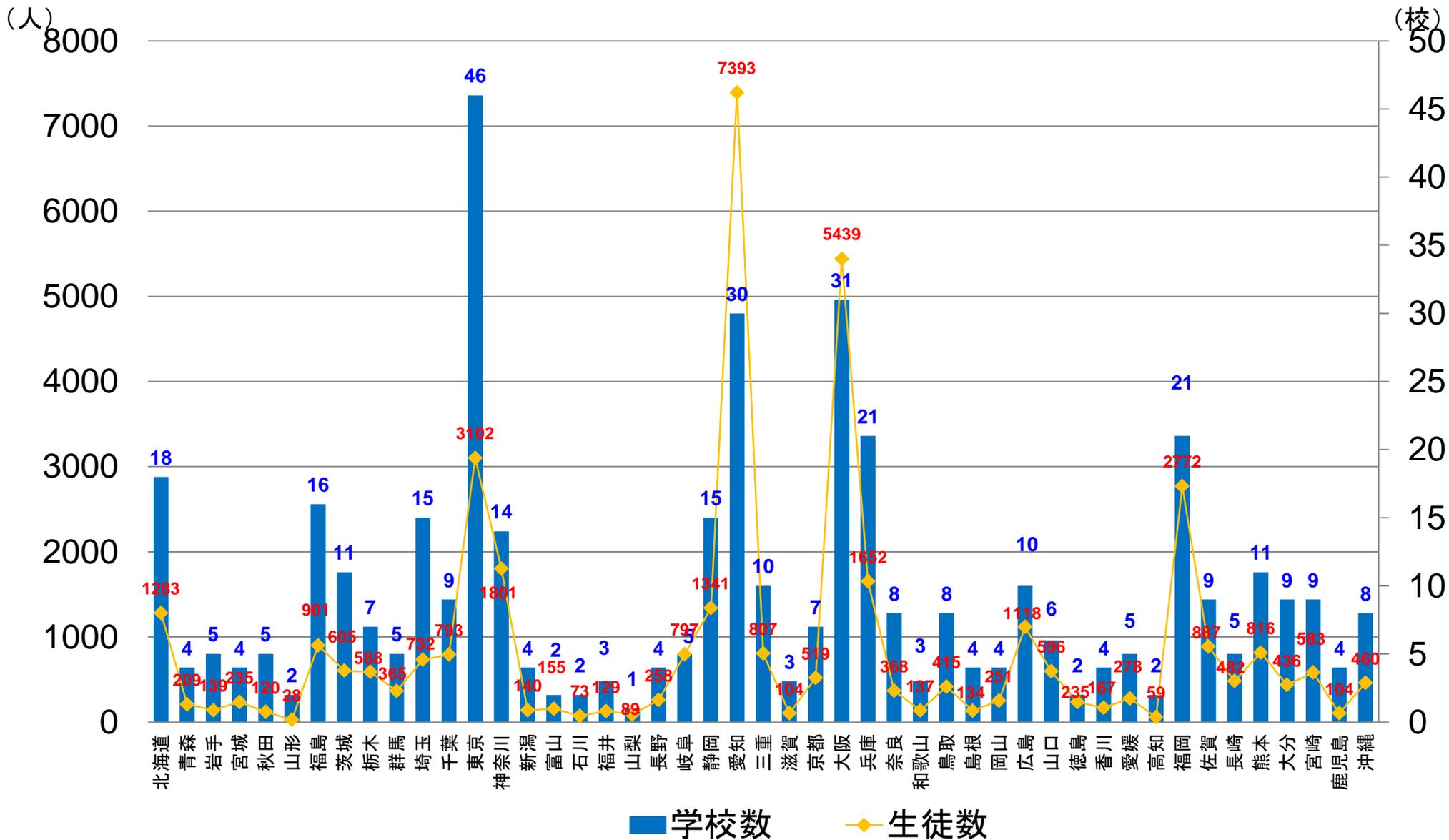
()内は百分率を示す

設置者区分	総 計	国 立	公 立	私 立
学 校 数	431校 (100)	1 (0.2)	6 (1.4)	424 (98.4)
生 徒 数	40,095人 (100)	19 (0.0)	519 (1.3)	39,557 (98.7)
教 員 数 (本務者)	2,749人 (100)	12 (0.4)	58 (2.1)	2,679 (97.5)

分野別専修学校生徒数の推移(高等課程)



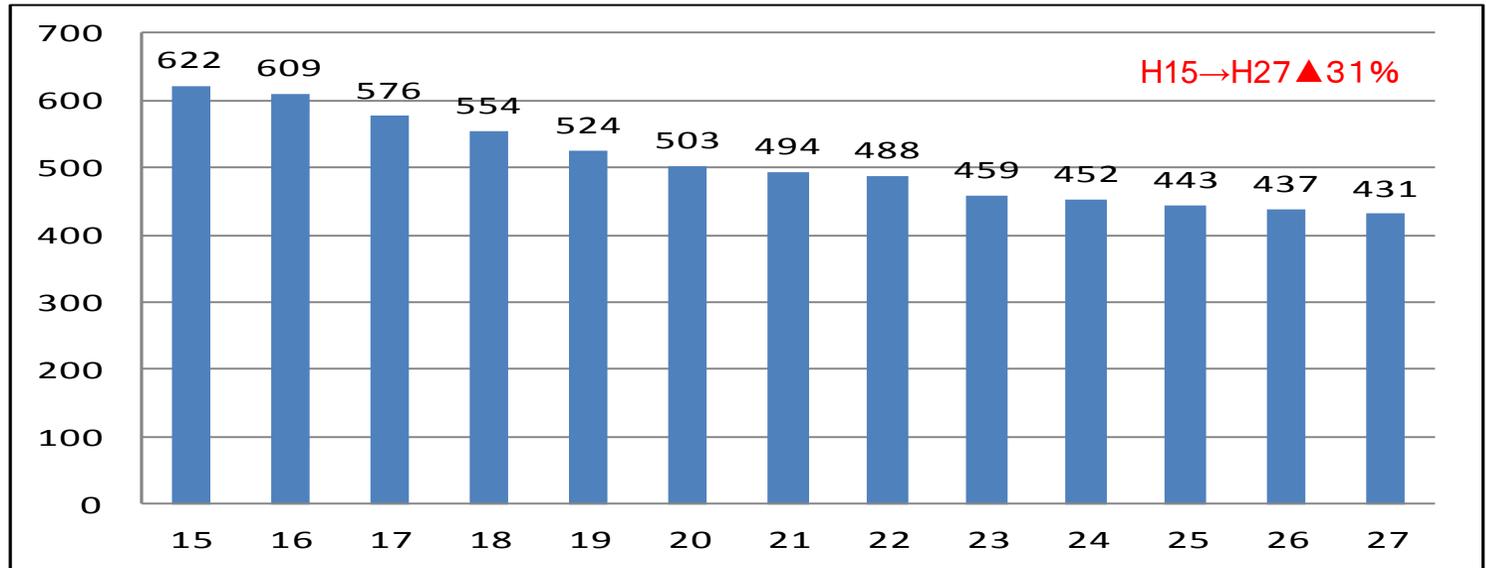
都道府県別の高等課程を置く専修学校数及び生徒数



高等課程を置く専修学校の数、高等課程の入学者数・生徒数の推移

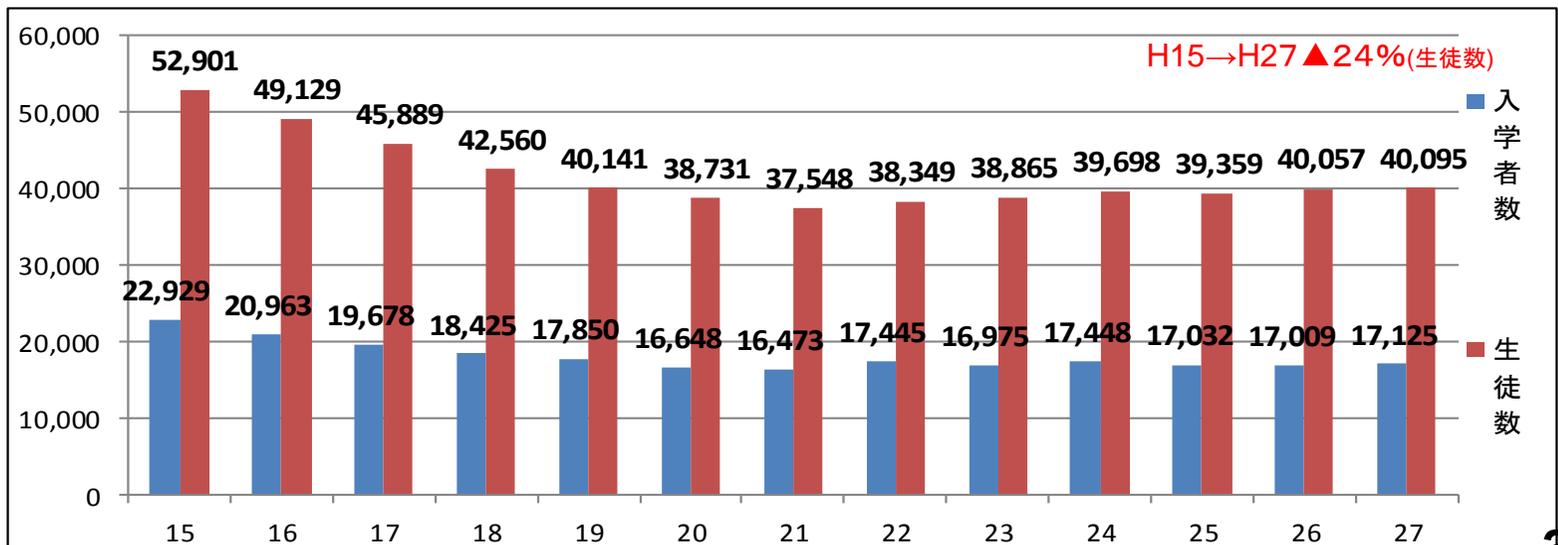
(1) 高等課程を置く専修学校の数の推移

年度	学校数
15	622
16	609
17	576
18	554
19	524
20	503
21	494
22	488
23	459
24	452
25	443
26	437
27	431



(2) 専修学校高等課程の入学者数・生徒数の推移

年度	入学者数	生徒数
15	22,929	52,901
16	20,963	49,129
17	19,678	45,889
18	18,425	42,560
19	17,850	40,141
20	16,648	38,731
21	16,473	37,548
22	17,445	38,349
23	16,975	38,865
24	17,448	39,698
25	17,032	39,359
26	17,009	40,057
27	17,125	40,095



高等課程卒業後の状況について

1. 専修学校卒業後の状況について(課程別)

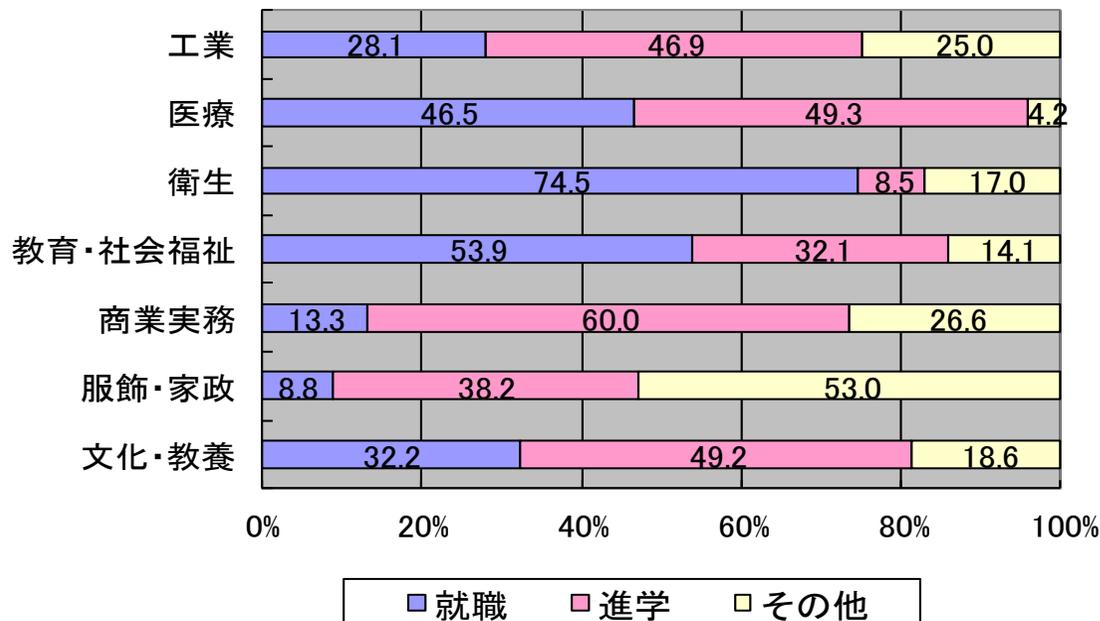
課程	卒業生数	うち就職者数		うち進学者数						左記以外
		就職者	一時的	大学	短期大学	高等専門学校	専門学校	大学院	その他	
高等課程	13,513	6,530	333	537	171	103	3,774	0	380	1,685

2. 大学入学資格付与校(専修学校高等課程)※の状況について

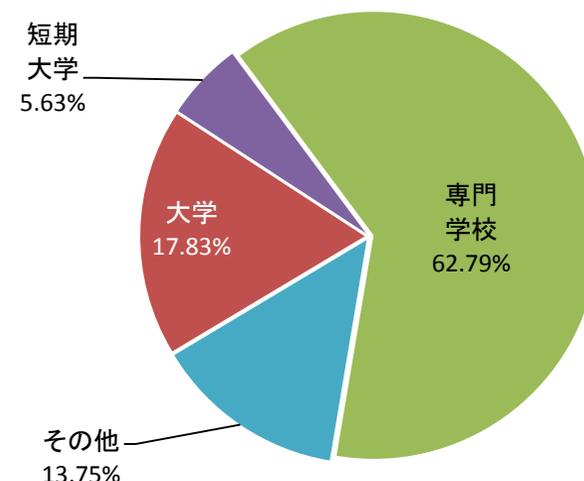
指定 学校数	指定 学科数	修了者数	進学者数					
			合計	大学	短期 大学	高等専門学 校	専門 学校	その他
200	278	7,329	3,165	564	178	2	1,986	435

(平成26年度私立学校等実態調査)

分野別 (H21年度東京都専修学校協会HP及び刊行物より作成)



大学入学資格付与校(専修学校高等課程)の修了者の進学状況



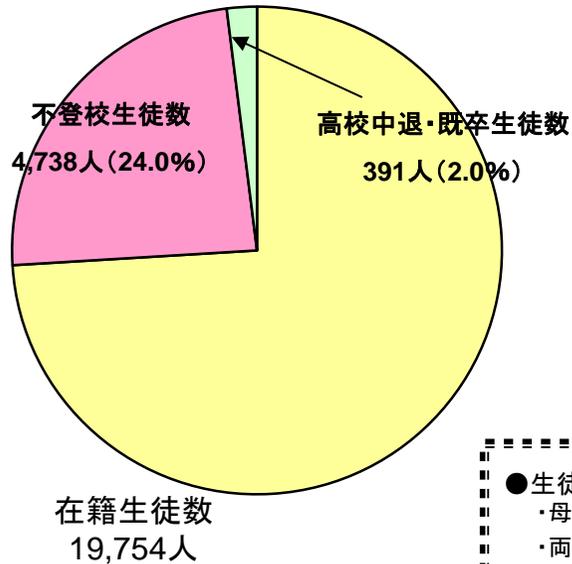
※①修業年限が3年以上、②総授業時数が2,590時間(74単位)以上等の要件を満たす高等課程

※出典:平成26年度私立高等学校等実態調査

高等専修学校における現状

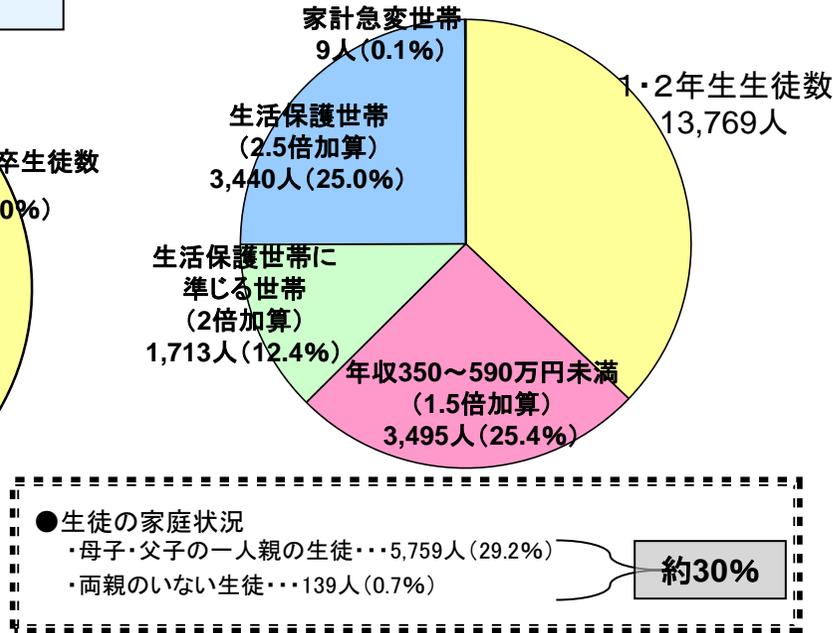
I. 不登校を経験した生徒

高等専修学校に在籍する生徒のうち、不登校生(中学校時代に不登校を経験した生徒を含む)と高校中退、中学校卒業後に就職・進学をしなかった生徒が全体の約26%を占めている。



II. 経済的困窮者・家庭環境

高等専修学校に在籍する生徒の家庭環境は、全体の約63%の世帯が就学支援金の加算を受けている状態。また、母子・父子・両親のいない家庭の生徒は、全体の約30%を占めている。



III. 発達障がいのある生徒

高等専修学校に在籍する生徒のうち、発達障がいのある生徒、支援・特別措置生徒(発達障がいがあるとの診断書はないが、発達障がいではないかと思われ、何らかの支援(教育上の配慮等)を行っている生徒)は、全体の約12.5%を占めている。

学校全体の生徒数		
生徒数	①発達障がいのある生徒数	②支援・特別措置生徒数
19,312人	1,501人(7.8%)	922人(4.8%)
平成27年度入学者数		
入学者数	①発達障がいのある生徒数	②支援・特別措置生徒数
7,256人	530人(7.3%)	385人(5.3%)

～事例:A高等専修学校～

●不登校生等の状況

→ 生徒の約6割が不登校生、高校中退。

●生徒の家庭環境、家計状況

→ 経済的困窮の家庭の生徒は65.6%。

→ 母子、父子、両親のいない家庭の生徒は55.8%。

例年、不登校生等の卒業後の進路は、約6～7割が就職。

また、不登校生等の2～3割が進学。

～事例:B高等専修学校～

●発達障がいのある生徒の在籍状況

→ 生徒の約7割が発達障がいのある生徒。

●不登校生等の状況

→ 生徒の約2割が不登校生、高校中退・既卒生徒。

発達障がいのある生徒に対しては、個別指導や社会的スキル指導、発達障がい支援センター等との連携を通して支援。また、不登校生等に対しては、カウンセリングやインターンシップを通じて教育・指導。

※1 調査対象:調査主体である全国高等専修学校協会会員校204校のうち127校から回答(回収率:62.3%)

※2 生活保護世帯に準じる世帯:年収590万円未満程度の世帯